(1)　焼却等費用の額に次の式により算定した率を乗じて得た額につきイの規定の例により算定した額

当該年度における当該都道府県の標準税収入の二分の一に相当する額－患畜等と殺等費用の額

対策費総額－患畜等と殺等費用の額

(2)　焼却等費用の額に次の式により算定した率を乗じて得た額

対策費総額－当該年度における当該都道府県の標準税収入の二分の一に相当する額

対策費総額－患畜等と殺等費用の額

第三条第五号ハ中「及び補てん等費用の合計額」を「の額」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号及び第七号を削り、同条を第一条とする。

第四条第五項中「第四条第五項」を「第二条第五項」に改め、同条を第二条とする。

附則第三条の前の見出し、同条及び附則第四条を削る。

附則第五条に見出しとして「（経過措置）」を付し、同条第一項中「第四条第一項」を「第二条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「第二条第二項」に改め、同条を附則第三条とする。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　直人

森林法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年六月十七日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百七十一号

森林法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

森林法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十三年七月一日とする。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　直人

省令

○総務省令第五十五号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三及び第十七条の十並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十六条第一項ただし書及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十七日

総務大臣　片山　善博

消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二項第四号中「非常用の照明装置」を「建築基準法施行令第百二十六条の四に規定する非常用の照明装置（次条において「非常用の照明装置」という。）（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場（地階にあるものに限る。）に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設けるもの（消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられているものを除く。）にあつては、六十分間作動できる容量以上のものに限る。）」に改める。

第三十一条第五号ハの表フランジ継手以外の継手の部溶接式鋼管用継手の項中「B二三一一」を「B二三〇九、B二三一一」に改める。

第三十三条の十七第一項中「受けた日」及び同条第二項中「同項の講習を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第二条　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の十四第一項中「講習を受けた日」及び同条第二項中「同項の講習を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中消防法施行規則第三十三条の十七の改正規定及び第二条の規定　平成二十四年四月一日

二　第一条中消防法施行規則第二十八条の二第二項第四号の改正規定　平成二十四年十二月一日

（経過措置）

第二条　前条第一号に掲げる規定の施行の日（次項において「第一号施行日」という。）前までに第一条による改正前の消防法施行規則第三十三条の十七第一項又は第二項に規定する講習を受けなければならない者については、第一条による改正後の消防法施行規則（第三項において「新規則」という。）第三十三条の十七第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該講習を受けるまでの間に限り、なお従前の例による。

2　第一号施行日前までに第二条による改正前の危険物の規制に関する規則第五十八条の十四第一項又は第二項に規定する講習を受けなければならない者については、第二条による改正後の危険物の規制に関する規則第五十八条の十四第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該講習を受けるまでの間に限り、なお従前の例による。

3　前条第二号に掲げる規定の施行の日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における誘導灯のうち、新規則第二十八条の二第二項第四号の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、平成二十六年十一月三十日までの間は、なお従前の例による。

○農林水産省令第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五十条第二項及び第五十一条（同法第五十五条第二項、第六十五条及び第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第四号中「住所」の下に「（これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由）」を加え、同条第五号中「立入」を「立入り」に改める。

第二十六条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「使用すべき」を「使用権を設定すべき」に改め、「住所」の下に「（これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、使用権を設定すべき土地の所有者及び関係人の全部又は一部が正当な理由なく法第五十条第三項の規定による通知に係る意見の聴取の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べる機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。

第二十七条中「法第六十五条及び法」を「第六十五条及び」に、「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「住所」の下に「（これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由）」を加える。

第三十条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「住所」の下に「（これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由）」を加える。

附　則

この省令は、森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。